

社会福祉法人に係る基本的事務について

令和8年7月2日

広島県健康福祉局介護政策課

基本的事務

1. 定款変更認可申請について
2. 定款変更届出について
3. 基本財産処分承認申請について
4. 基本財産担保提供承認申請について
5. 登録免許税非課税証明について

1. 定款変更認可申請について（概要）

社会福祉法人が定款変更の認可を受けようとする場合、理事会及び評議員会での決議を経て、所轄庁に認可申請をする必要があります。

【社会福祉法 ※一部抜粋】

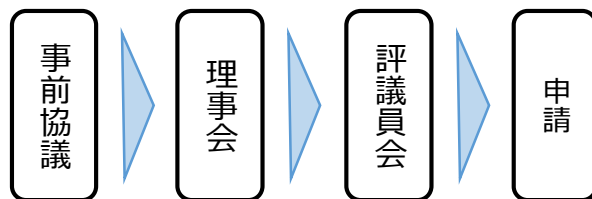
第45条の36 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

2 定款の変更（厚生労働省令で定める項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（1）定款変更認可申請事項

- ・新規事業開始
- ・既存事業廃止
- ・基本財産の減少
- ・所轄庁の変更
- ・その他文言修正 etc.

（2）手続の流れ



（3）提出書類（全申請事項共通）

- ・定款変更認可申請書
- ・理事会及び評議員会の議事録（定款変更や変更の原因となった事項についての議決）
- ・現行の定款
- ・変更後の定款
- ・その他申請に関する書類（契約書、領収書、不動産登記、図面等）



【新規事業開始の場合】

- ・2ヵ年度分の事業計画書
- ・2ヵ年度分の収支予算書

【参考：社会福祉法施行規則（一部抜粋）】

（定款変更認可申請手続）

第3条 社会福祉法人は、法第45条の36第2項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、**定款変更の条項及び理由を記載した申請書**に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

- 一 定款に定める手続を経たことを証明する書類
- 二 変更後の定款

2 前項の定款の変更が、当該社会福祉法人が**新たに事業を經營する場合**に係るものであるときは、同項各号のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請しなければならない。

- 一 当該事業の用に供する財産及びその価額を記載した書類並びにその権利の所属を明らかにすることができる書類
- 三 当該事業について、その開始の日の属する会計年度及び次の会計年度における**事業計画書**及びこれに伴う**収支予算書**

4 第2条第3項及び第5項の規定は、第1項の場合に準用する。

〔準用後の第2条第3項及び第5項〕

第2条

3 所轄庁は、第3条第1項から第3項に規定するもののほか、不動産の価格評価書**その他必要な書類の提出を求めることができる**。

5 第3条第1項の認可申請書類には、**副本1通**を添付しなければならない。

1. 定款変更認可申請について（申請書）

※ 新規事業の追加の場合

定款に記載のある法人名となっているか。

〔参考：定款例第2条〕

この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

申請書を施行した年月日とすること。(理事会や評議員会の議決日ではない。)

認可日を記載するため、申請時は空欄となっているか。

定款に記載のある住所となっているか。

〔参考：定款例第4条〕

この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

添付されている変更後の定款が「変更後の条文」と一致しているか。
新規事業は、「社会福祉法」に規定された事業名になっているか。

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地	広島県広島市中区〇〇-〇〇	
	ふりがな 名称	社会福祉法人 〇〇会	
	代表者の氏名	理事長 〇〇 〇〇	
申請年月日		令和7年7月3日	
定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変更前の条文		
	変更後の条文		
	第1章 総則 (目的) 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第一種社会福祉事業 (i) 特別養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 (i) 保育所の経営 (ii) 障害福祉サービス事業の経営 (略)		
	第1章 総則 (目的) 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第一種社会福祉事業 (i) 特別養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 (i) 保育所の経営 (ii) 障害福祉サービス事業の経営 (iii) 老人デイサービス事業の経営 (略)		
附則(令和7年 月 日広島県知事認可) この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。		新規事業の追加	

1. 定款変更認可申請について（理事会議事録）

令和7年度第〇回 社会福祉法人〇〇会 理事会議事録（例）

1 日 時 令和7年〇月〇日（〇）午前〇時〇分から午前〇時〇分まで

2 開催場所 〇〇会 本部会議室

3 出席者 理事総数 6名

出席理事 5名（理事長を含む。）

理事長 〇〇 〇〇

理事 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇

（欠席理事 〇〇）

監事 〇〇、〇〇

事務局 〇〇、〇〇

4 議長兼議事録作成者 理事長 〇〇 〇〇

5 決議に特別の利害関係を有する理事 なし

6 議題

（1）決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 臨時評議員会の招集の決定の件

7 議事の経過の要領及びその結果

定刻となり、理事長が議長と当たり、議長は、議長席に着き開会を宣し、本理事会は、定款第〇条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げ、次の議案の審議に入った。

また、議長は、本日の理事会の決議事項について、特別の利害関係を有する理事が存在する場合は申し出るよう求めたところ、出席理事全員から本日の議案について該当しない旨の申出があり、議長はその旨を確認した。

〔決議事項〕

（1）第1号議案 定款一部変更の件

議長は第1号議案を上程し、〇〇理事より、評議員会に諮る議案として、議案資料「定款変更認可申請書（案）」について説明がなされ、審議を経て、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

これを受けて、議長は、評議員会の決議後に所轄庁に対し、定款変更認可申請書を提出するとともに、その際、所轄庁から文言等の修正を指導された場合には、理事長に一任することとし、次回理事会において報告する旨を説明し、その承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認可決した。

日時、場所、議題、議案等の法令で定められた記載事項が記載されているか。

定足数（特別な利害関係を有する理事を除いた理事の過半数）を満たしているか。

定款変更及び評議員会の招集について議題になっているか。

出席した理事の過半数が賛成しているか。

（2）第2号議案 臨時評議員会の招集の決定の件

議長から、臨時評議員会を次のとおり開催したい旨を提案し、〇〇理事より、議案資料「臨時評議員会招集通知（案）」に基づき説明がなされ、審議を経て、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。

① 開催日時 令和7年〇月〇日（〇）午前〇時〇分

② 開催場所 本部会議室

③ 議題（評議員会の目的である事項）

決議事項 定款一部変更の件

④ 議案の概要（評議員会の目的である事項に係る議案の概要）

本理事会の第1号議案のとおり。

評議員会の日時、場所、議題、議案が決議されているか。

議長は、以上をもって本日の議事の全部の審議及び報告を終了した旨を述べ、午前〇時〇分に開会を宣し、解散した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長兼出席した理事長及び監事がこれに記名押印する。

法務局登記済の法人代表者印となっているか。

令和7年〇月〇日

議長（議事録作成者）

理事長 〇〇 〇〇

印

監事 〇〇 〇〇

監事 〇〇 〇〇

署名又は記名押印は、定款の定めに従って行われているか。



新規事業を開始する場合、別日の議事録で事業の開始を決定されているかについても確認が必要。
（建物又は土地取得の場合は、施設整備計画を決定や契約締結時の議事録についても併せて添付すること。）

1. 定款変更認可申請について（理事会議事録）

〔参考：社会福祉法（一部抜粋）〕

（理事会の運営）

第45条の14 （省略）

- 4 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあってはその割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。
- 6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

〔社会福祉法第45条の9 第10項において準用される一般法人法第181条〕

（評議員会の招集の決定）

第181条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 評議員会の日時及び場所
- 二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 ←つまり議題
- 三 前2号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項 ←つまり議案

〔参考：社会福祉法施行規則（一部抜粋）〕

（理事会の議事録）

第2条の17 法第45条の14第6項の規定による理事会の議事録の作成については、この条に定めるところによる。

- 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 一 理事会が開催された日時及び場所
 - 三 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - 六 法第45条の14第6項の定款の定めがあるときは、理事長以外の理事であって、理事会に出席したものの氏名
 - 八 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

〔参考：定款例（一部抜粋）〕

（決議）

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（議事録）

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

1. 定款変更認可申請について（評議員会議事録）

令和7年度第〇回 社会福祉法人〇〇会 評議員会議事録（例）

1 日 時 令和7年〇月〇日（〇）午前〇時〇分から午前〇時〇分まで

2 開催場所 〇〇会 本部会議室

3 出席者 評議員総数 7名

出席評議員 7名

〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇

出席理事 〇名

理事長 〇〇 〇〇

理事 〇〇、〇〇

出席監事 〇名 〇〇、〇〇

事務局 〇〇、〇〇

4 議長兼議事録作成者 〇〇 〇〇

5 決議に特別の利害関係を有する理事 なし

6 議題

（1）決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

7 議事の経過の要領及びその結果

定款の定めに従い、出席した評議員の互選により選出された〇〇評議員が議長となり、本評議員会は、定款第〇条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げた。

なお、議事録署名人名については、議長に一任すると提案がなされたので、議長は、〇〇評議員と〇〇評議員の2名を指名し、全員異議なく承認され、両人も承認した。

また、議長は、本日の評議員会の決議事項について、特別の利害関係を有する理事が存する場合は申し出るよう求めたところ、出席評議員全員から本日の議案について該当しない旨の申出があり、議長はその旨を確認した。

その後、直ちに議案の審議に入った。

[決議事項]

（1）第1号議案 定款一部変更の件

議長は第1号議案を上程し、〇〇理事より、議案資料「定款変更認可申請書（案）」について説明がなされ、審議を経て、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決

日時、場所、議題、議案等の法令で定められた記載事項が記載されているか。

決議は、特別な利害関係を有する評議員を除いた評議員の3分の2以上の多数をもって行われているか。

定款変更について議題にあげられているか。

した。

これを受けて、議長は、所轄庁に対し、定款変更認可申請書を提出するとともに、その際、所轄庁から文言等の修正を指導された場合には、理事長に一任することとし、次回評議員会において報告する旨を説明し、その承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認可決した。

議長は、以上をもって本日の議事の全部の審議及び報告を終了した旨を述べ、午前〇時〇分に閉会を宣し、解散した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人名2名がこれに記名押印する。

令和7年〇月〇日

評議員（議長兼議事録作成者） 〇〇 〇〇

評議員 〇〇 〇〇

評議員 〇〇 〇〇

署名又は記名押印は、定款の定めに従って行われているか。

1. 定款変更認可申請について（評議員会議事録）

〔参考：社会福祉法（一部抜粋）〕

（議事録）

第45条の11 評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

（評議員会の運営）

第45条の9 （省略）

7 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

三 第45条の36第1項（定款の変更は、評議員の決議によらなければならない）の評議員会

〔参考：社会福祉法施行規則（一部抜粋）〕

（評議員会の議事録）

第2条の15 法第45条の11第1項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするところによる。

一 評議員会が開催された日時及び場所

二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名

七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

〔参考：定款例（一部抜粋）〕

（決議）

第13条 （省略）

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（2）定款の変更

（議事録）

第14条 （省略）

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

1. 定款変更認可申請について（変更登記）



定款変更事項が法人の登記事項に関する変更であるときは、**認可後2週間以内に法務局に変更の登記を行わなければならない。**

令和7年7月3日

社会福祉法人〇〇会 理事長 様

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町10-52
医療介護基盤課

社会福祉法人の定款の一部変更認可について（通知）

このことについて、別紙指令書のとおり認可されました。

ついては、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第3条第1項の規定に基づき、指令書の到達した日から2週間以内に変更の登記を行ってください。

担当 法人指導・老人福祉施設グループ
電話 082-513-3149（ダイヤルイン）
（担当者 〇〇）

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| ① 目的及び業務 | ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 |
| ② 法人の名称 | ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、
その時期又は事由 |
| ③ 事務所の所在場所 | ⑥ 資産の総額 |

〔参考：組合等登記令（一部抜粋）〕

（設立の登記）

第2条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項（資産の総額）

（変更の登記）

第3条 組合等において前条第2項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

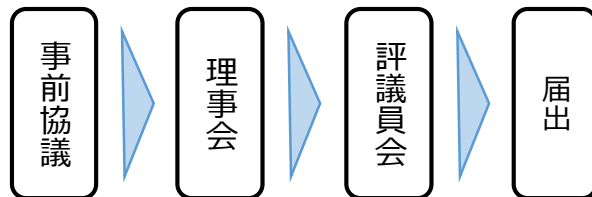
2. 定款変更届出について（概要）

社会福祉法人の定款変更手続のうち、次の事項については、所轄庁への定款変更認可申請ではなく、遅滞なく定款変更届出書により届出をする必要があります。

（1）定款変更届出事項

- ① 事務所の変更に關すること
- ② 基本財産の増加に關すること
- ③ 公告の方法の変更に關すること

（2）手続の流れ



（3）提出書類（全申請事項共通）

- ・ 定款変更届出書
- ・ 理事会及び評議員会の議事録（定款変更や変更の原因となった事項についての議決）
- ・ 現行の定款
- ・ 変更後の定款
- ・ その他申請に関する書類（契約書、領収書、不動産登記、図面等）

〔社会福祉法 ※一部抜粋〕

第45条の36 定款の変更は、評議員会事の決議によらなければならない。

2 定款の変更（厚生労働省令で定める項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔社会福祉法施行規則 ※一部抜粋〕

（定款変更の届出）

第4条 法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第31条第1項第4号〔事務所の所在地〕に掲げる事項
- 二 法第31条第1項第9号〔資産に関する事項〕に掲げる事項（基本財産の増加に限る。）
- 三 法第31条第1項第15号〔公告の方法〕に掲げる事項

ポイント 定款変更認可申請との相違点

- ・ 認可等の処理はなく、届出書の記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていること、形式上の要件に適合している場合は、届出の提出先とされている自治体に到達したときに、届出すべき手続上の義務が履行される。
- ・ 定款変更認可申請は、法人に対して指令書に添付書類を添えて返すため、添付書類は2部提出となるが、定款変更届は、届出時点で完了となるため、添付書類は1部のみとなる。

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はな

3. 基本財産処分承認について（概要）

社会福祉法人が基本財産を処分しようとするときは、予め理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁の承認を得なければなりません。

【定款例 ※一部抜粋】

（基本財産の処分）

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁の承認を得なければならない。

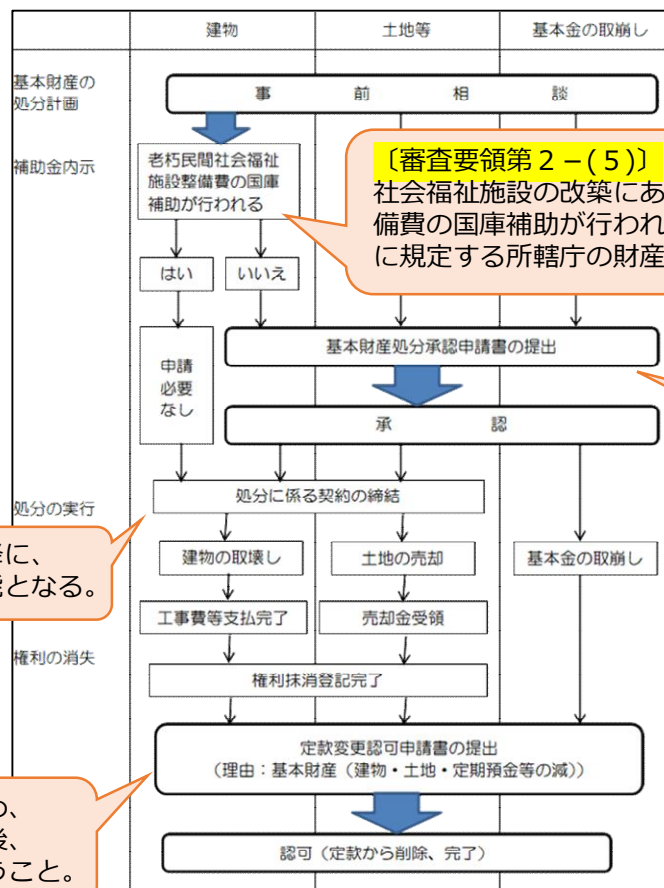
（1）基本財産処分承認事項

- ① 基本財産の取り壊し、売却、譲渡等
- ② 基本財産のその他財産への転換等
- ③ 基本金の取崩し

（2）提出書類（全申請事項共通）

- ・ 基本財産処分承認申請書
- ・ 理事会及び評議員会の議事録（処分の必要性や手続等、基本財産の処分に関する議案）
- ・ 財産目録
- ・ 不動産登記簿謄本
- ・ 現行の定款
- ・ その他申請に関する書類（不動産価格評価書、契約書、図面等）

（3）手続の流れ



〔審査要領第2-(5)〕

社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、社会福祉法第30条に規定する所轄庁の財産処分の承認は必要でないこと。

ポイント
承認日以降に、処分が可能となる。

ポイント
施設整備等の際に補助金を受けた不動産を処分する場合、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けるため、予め必要な手続等について施設整備担当部署にも相談を行うこと。

ポイント
基本財産は定款に記載されているため、基本財産処分の承認を得て処分した後、速やかに「定款変更認可申請」を行うこと。

3. 基本財産処分承認について（申請書）

定款に記載のある住所となっているか。
〔参考：定款例第4条〕
この法人の事務所を〇〇県
〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

基本財産処分承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	広島県広島市中区〇〇-〇〇
	ふりがな 名称	社会福祉法人〇〇会
	理事長の氏名	理事長 〇〇 〇〇
申請年月日		令和7年7月3日
基本財産処分の内容		【売却に伴う処分】 ・買主 住所 広島県〇〇市〇〇町×丁目△番地□号 氏名 ××法人 理事長 △△△△ ・売買価格 10,000,000円
基本財産を処分する理由		〇〇市の区画整理事業に伴う市道整備に必要なことから、〇〇保育園の土地の一部を〇〇市に売却する。 詳細は、別紙のとおり。
処分物件		【土地】 所在地 広島県〇〇市△△町一丁目〇〇番 地目 宅地 地積 〇〇㎡ 用途 〇〇保育園用敷地

定款に記載のある法人名となっているか。
〔参考：定款例第2条〕
この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

申請書を施行した年月日とすること。（理事会や評議員会の議決日ではない。）

理事会で議決された処分の内容となっているか。
社会福祉事業の廃止に伴う場合は、「基本財産の〇〇財産への転換」と記載すること。

処分の必要性について、記載すること。
処分の必要性について、理事会の議案書等で説明されているか。

- ・添付書類である理事会の議事録等の確認については、定款変更認可申請と同様。
- ・「基本財産の処分の件」として議案が承認されているか要確認。
- ・売却等である場合、不動産価格評価を受けている等、適正な価格となっているか要確認。

記載してある各項目が登記簿謄本の表記どおりとなっているか。

4. 基本財産担保提供承認について（概要）

社会福祉法人が基本財産を担保に提供しようとするときは、予め理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁の承認を得なければなりません。

〔定款例 ※一部抜粋〕

（基本財産の処分）

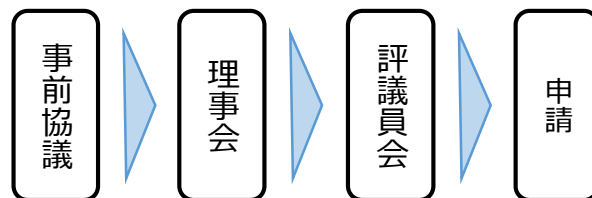
第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、所轄庁の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合
- 三 社会福祉施設整備のために資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。

（1）確認事項

- ① 担保提供の目的
- ② 償還計画の確実性
- ③ 担保提供手続の適法性

（2）手続の流れ



（3）提出書類（全申請事項共通）

- ・ 基本財産担保提供承認申請書
- ・ 理事会及び評議員会の議事録（基本財産の担保提供についての議決）
- ・ 現行の定款
- ・ 計算書類（法人全体）
- ・ 不動産登記簿謄本
- ・ 資金計画書
- ・ その他申請に関する書類（契約書、償還計画表、図面等）



- ・ 所轄庁の承認日以降において、当該基本財産の担保提供が可能となる。
- ・ 基本財産について、根抵当権を設定することは認められない。
- ・ 基本財産担保提供承認の例外規定がある。

4. 基本財産担保提供承認について（申請書）

定款に記載のある住所となっているか。
〔参考：定款例第4条〕
この法人の事務所を〇〇県
〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

申請書を施行した年月日と
すること。(理事会や評議員会の
議決日ではない。)

借入金の内容は、契約書等と
一致しているか。

定款に記載のある法人名となっているか。
〔参考：定款例第2条〕
この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

記載の内容について、
理事会及び評議員会で
承認されているか。

記載してある各項目が
登記簿謄本の表記どおりと
なっているか。

・添付書類である理事会の議事録等の確認について、定款変更認可申請と同様。
「基本財産担保提供承認の件」として議案が承認されているか要確認。

基本財産担保提供承認申請書										
申請者	主たる事務所の所在地	広島県広島市中区〇〇-〇〇								
	名称	社会福祉法人〇〇会								
	理事長の氏名	理事長 〇〇 〇〇								
申請年月日		令和7年7月3日								
資金借入れの理由		新たに地域密着型特別養護老人ホームを行うに当たり、自己資金で施設整備に必要な建築工事費及び設備整備費等を賄うことができないため、金融機関から融資を受けざるを得ない。 (資金借入：令和〇年〇月〇日理事会議決、評議員会議決)								
借入金で行う事業の概要		①施設名：地域密着型特別養護老人ホーム〇〇〇園 事業名：特別養護老人ホーム 定員：29名 開設：令和〇年〇月〇日(予定) 住所：〇〇市〇町〇丁目〇〇番△△号 (事業計画：令和〇年〇月〇日理事会議決、評議員会議決) (設置認可等申請：令和〇年〇月〇日理事会議決、評議員会議決)								
資金計画		<table border="1"> <tr> <td>〇〇市補助金</td> <td>金 150,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>〇〇銀行借入金</td> <td>金 200,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>自己資金</td> <td>金 100,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>金 450,000,000 円</td> </tr> </table> (資金計画：令和〇年〇月〇日理事会議決、評議員会議決) (補正予算：令和〇年〇月〇日理事会議決、評議員会議決)	〇〇市補助金	金 150,000,000 円	〇〇銀行借入金	金 200,000,000 円	自己資金	金 100,000,000 円	合計	金 450,000,000 円
〇〇市補助金	金 150,000,000 円									
〇〇銀行借入金	金 200,000,000 円									
自己資金	金 100,000,000 円									
合計	金 450,000,000 円									
担保提供に係る借入金	借入先	〇〇銀行								
	借入金額	金 200,000,000 円								
	借入期間	令和7年10月～令和27年9月(20年)								
	借入利息	年1.0%								
	償還方法	元金均等毎月返済								
償還計画		別紙償還計画表のとおり								
担保物件		①建物 所在地 広島県〇〇市〇〇町一丁目△△番地 種類 老人ホーム 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 床面積 1階 〇〇〇.〇〇 m ² 2階 〇〇〇.〇〇 m ² 用途 地域密着型特別養護老人ホーム〇〇〇園 ②土地 所在地 広島県〇〇市〇〇町一丁目△△番地 地目 宅地 地積 〇〇〇.〇〇 m ² 用途 地域密着型特別養護老人ホーム〇〇〇園敷地								

5. 登録免許税非課税証明について（概要）

社会福祉法人が行う社会福祉事業の用に供する建物の所有権取得登記、土地の権利取得登記（所有権、賃借権、地上権）については、当該不動産で行う事業を所管する自治体の証明を受けたうえで、登録免許税の非課税措置を措置を受けることができる。

【登録免許税法 ※一部抜粋】

（公共法人等が受ける登記等の非課税）

第四条 （省略）

2 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等については、登録免許税を課さない。

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）

名称（第一欄）	非課税の登記等（第三欄）
十 社会福祉法人	一 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記

■ 提出書類

- ① 不動産使用証明願
- ② 不動産登記簿謄本（新築の場合は表示登記）
- ③ 誓約書（登記後に定款の基本財産に編入する旨を記載したもの）
- ④ 現行の定款
- ⑤ 不動産の取得を証明できるもの（契約書、引渡書、代金受領書等）
- ⑥ 図面（位置図、平面図等）
- ⑦ 事業説明書（所在地、定員、事業開始日、事業内容等を記載）
- ⑧ 理事会議事録（事業の決定、不動産の取得に関する議決）
- ⑨ 認可書、指定通知書等
- ⑩ その他必要に応じた関連書類

広島県		全部事項証明書（建物）	
表題部（主である建物の表示）	関係	不動産番号	2420001330501
所在地	（全）		
所在	4875番地1、4874番地1、4876番地、4877番地、4878番地、4880番地、10802番地4	（全）	
家屋番号	4875番1	（全）	
①種類	②構造	③床面積㎡	原因及びその日付（登記の日付）
老人福祉施設	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	1階 1717.50 2階 714.22	令和6年9月6日新築 (令和6年9月17日)
所有者	広島県	社会福祉法人	



表示登記

保存登記

5. 登録免許税非課税証明について（証明書）

登録免許税法施行規則第3条の規定による不動産使用証明願

申請書を施行した年月日

定款に記載のある住所となっているか。
〔参考：定款例第4条〕

定款に記載のある法人名となっているか。
〔参考：定款例第2条〕

申請年月日	令和8年7月3日
主たる事務所の所在地	広島県中区〇〇-〇〇
申請者名 称	社会福祉法人 〇〇会
理事長の職・氏名	〇〇 〇〇

証明内容

所在	地番又は 家屋番号	土地の地目 又は建物の 種類・構造	地積又は 床面積	社会福祉事業としての 具体的な用途
〇〇市××市△△	10805番4	宅地	7.85㎡	社会福祉事業第〇 条第〇項第〇号に 規定する〇〇施設 を運営する事業に 使用する。

記載してある各項目は登記簿謄本の表記どおりか。

社会福祉事業の用に供さない部分も
含まれている場合、面積按分を行い、
「地積又は床面積」の欄に記載し、
積算根拠が分かる書面を添付する。
〔例〕7.85㎡のうち5.00㎡

社会福祉法に規定されて
いる施設、事業名が正確に
記載されているか。

上記は、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する不動産であることを証明します。

令和 年 月 日

証明する行政庁が記入するため、
申請の際は空欄

- (注) 1 不動産の記載内容は、不動産登記簿に基づいて正確に記載すること。
2 社会福祉事業としての具体的な用途は、社会福祉法に規定する施設、事業名を記載すること。

広島県 〇〇市 〇〇町 〇〇 10805-4 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)	調製 金百	不動産番号
地図番号 R52	筆界特定 金百	
所在 〇〇市 〇〇町 〇〇	金百	
① 地番 10805番4	② 地目 山林	③ 地積 ㎡ 21
原因及びその日付 [登記の日付]	不詳 [令和5年6月2日]	
④ 10805番4、10805番7、10805番8に分筆	⑤ 7.85	⑥ 令和5年10月4日
宅地	金百	⑦ 令和6年9月6日変更 [令和6年9月17日]
所有者 〇〇		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	令和5年6月14日 第8156号	所有者 〇〇
2	所有権移転	令和5年8月29日 第12136号	原因 〇〇 売買 所有者 広島県 〇〇
3	所有権移転	令和5年10月10日 第14183号	原因 〇〇 売買 所有者 広島県 〇〇

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。
(広島法務局 〇〇 管轄)
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 登記官 〇〇
広島法務局 〇〇
* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記録されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 K75856-(4/10) 1/1